

恵庭市保育に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 1 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 2 6 号

恵庭市保育に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市保育に関する条例（昭和 4 8 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条・第 1 条の 2 （略） （保育の必要性の認定基準及び保育所における保育） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 前項の規定にかかわらず、市長は、_____ 次の各号のいずれかに該当する <u>児童を保育所において保育を行わないことができる。</u> (1) <u>感染症又は悪質の疾患を有する児童</u> _____ (2) <u>心身が虚弱で保育所における保育に堪えられない児童</u> _____ (3) <u>他の児童に悪影響を及ぼすおそれのある児童</u> (4) <u>幼稚園又は認定こども園において教育を受け、又は受けようとしている児童</u>	第 1 条・第 1 条の 2 （略） （保育の必要性の認定基準及び保育所における保育） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 前項の規定にかかわらず、市長は、 <u>児童が</u> 次の各号のいずれかに該当する <u>ときは、保育所において保育を行わないことができる。</u> (1) <u>感染症にかかり、他の児童に感染させるおそれのあるとき。</u> (2) <u>心身が虚弱で集団保育の実施が困難であると認められるとき。</u> (3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、その他特別の事情があると市長が認めるとき。</u>

現行	改正案
第 3 条～第 8 条 (略)	第 3 条～第 8 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。